

地域医療介護総合確保基金(医療分)について

【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条第4項】

都道府県は、都道府県計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、市町村長、医療又は介護を受ける立場にある者、医療保険者、医療機関、介護サービス事業者、診療又は調剤に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

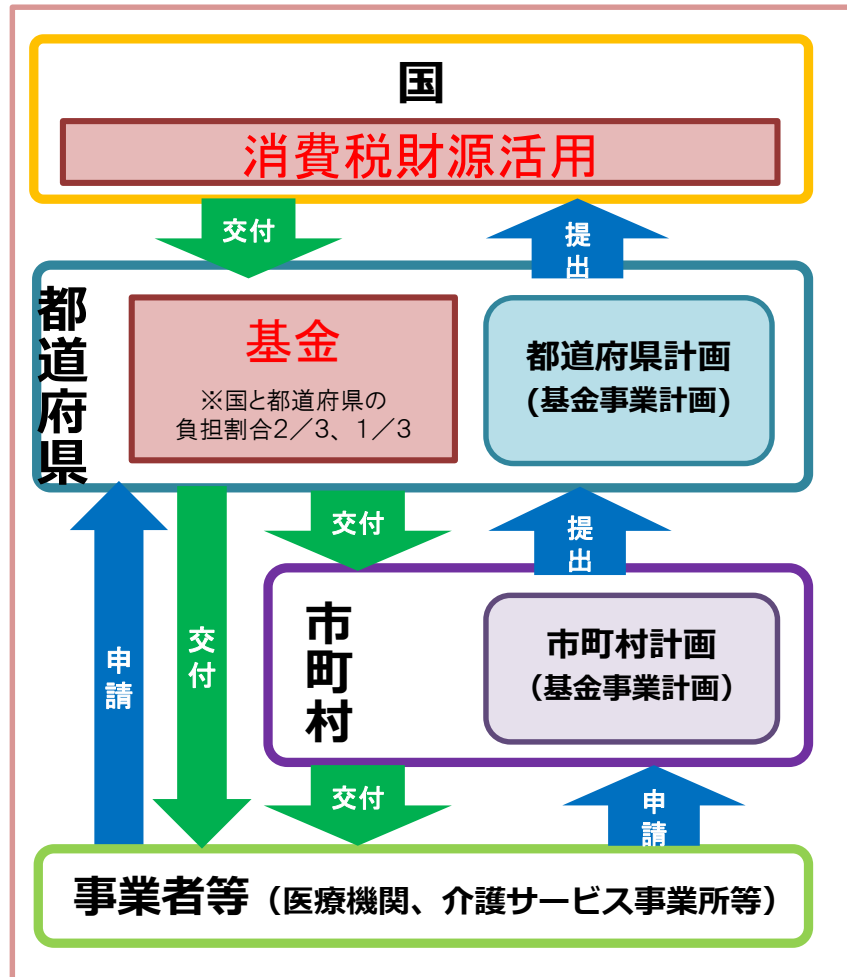
資料構成

- 1 総論
- 2 令和5年度(2023年度)熊本県計画(医療分)目標達成状況及び令和6年度(2024年度)目標値(案)について
- 3 令和6年度(2024年度)基金事業(医療分)に係る国への要望状況について
- 4 令和7年度(2025年度)地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る新規事業提案募集について

地域医療介護総合確保基金

厚生労働省ホームページより引用・一部修正

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- **基金に関する基本的事項**
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**

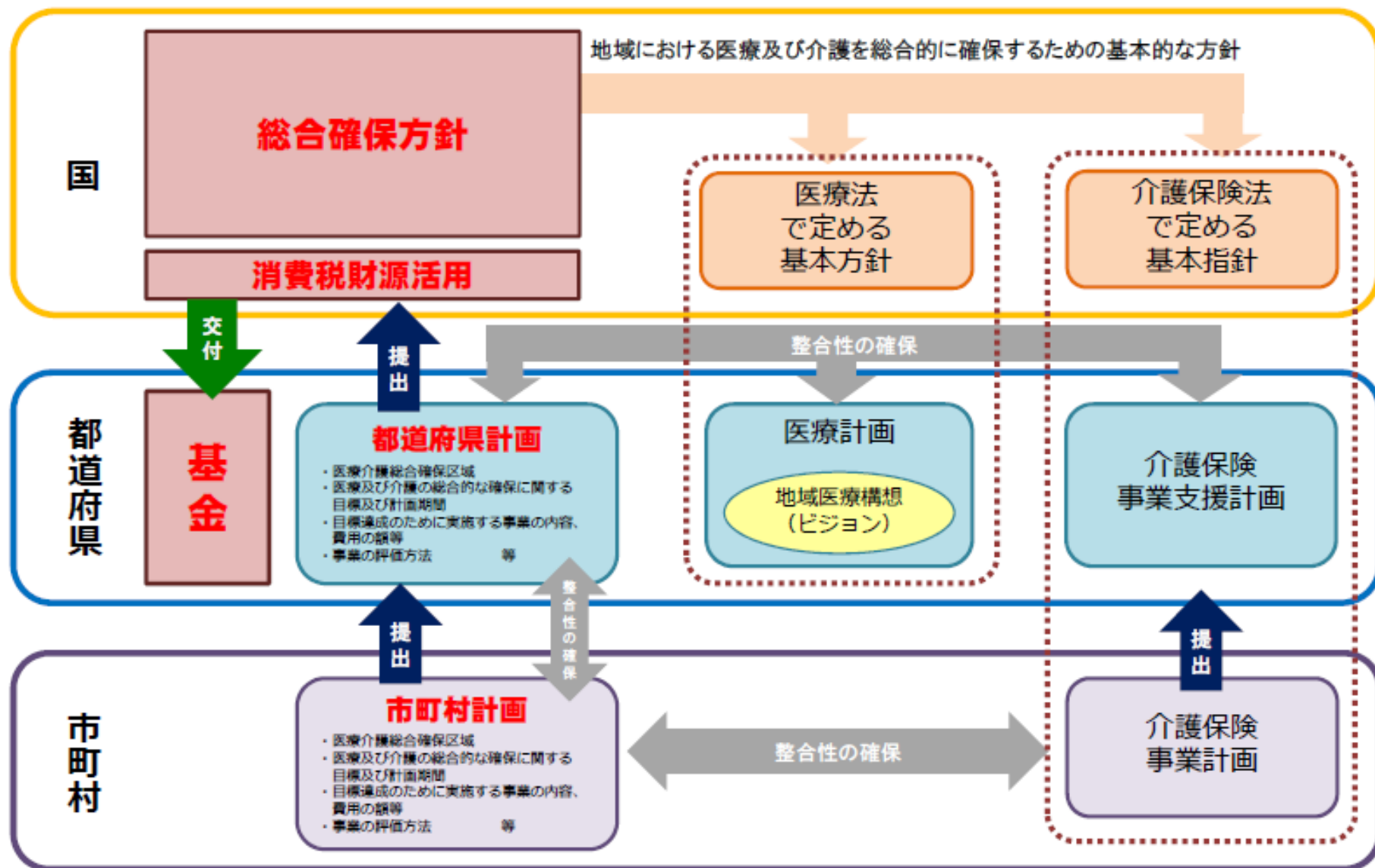
医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間（原則1年間） / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2

 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施
国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- **都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成**

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- ①-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- ②-2 地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に関する事業
- ② 居宅等における医療の提供に関する事業
- ③ 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）【介護分】
- ④ 医療従事者の確保に関する事業
- ⑤ 介護従事者の確保に関する事業【介護分】
- ⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

医療及び介護に関する各種方針・計画等の関係について



2 令和5年度(2023年度)熊本県計画(医療分)目標達成状況及び令和6年度(2024年度)目標値(案)について①〈全県〉

1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ・安定的かつ継続的にサービスを受けられるよう、医療機関が病床機能を含めた医療機能の文化・連携に自主的に取り組み、患者の状態に応じた医療提供を目指す。
- ・「くまもとメディカルネットワーク」を将来にわたって自立・持続可能なシステムとして構築・運用することで、県民の病気などの状態に応じた質の高い医療や介護サービスの提供を目指す。

○ 指標は第7次及び第8次熊本県保健医療計画等の評価指標を基に設定。(以下同様)

指標	計画(※1) 策定時	R5年度計画目標値 (目標年度)	R5年度実績値	R6年度計画目標値(案) 目標値 (目標年度)	目標値(案)(※2) (目標年度)
2025年に不足が見込まれる病床機能が増加した構想区域 数計	—	7構想区域 (R5年度)	7構想区域 (令和4年7月)	8構想区域 (R6年度)	9構想区域 (R7年度)
「くまもとメディカルネットワーク」に参加している県民数	2,990人 (H29年10月)	110,000人 (R5年度末)	119,269人 (R5年度末)	130,000人 (R6年度末)	300,000人 (R12年3月)
脳血管疾患の年齢調整死亡率(人口10万対)(※3)	男性105.5 女性63.3 (H27年)	男性:73.4 女性:44.6 (R5年)	男性85.2 女性51.2 (R2年)(※4)	男性:68.0 女性:41.0 (R7年)	男性:68.0 女性:41.0 (R7年)
虚血性心疾患の年齢調整死亡率(人口10万対)(※3)	男性45.4 女性21.6 (H27年)	男性:29.1 女性:13.2 (R5年)	男性33.9 女性15.7 (R2年)(※4)	男性:25.0 女性:11.0 (R7年)	男性:25.0 女性:11.0 (R7年)

(※1)第7次熊本県保健医療計画策定時の現状値(以下同様) (※2)第8次熊本県保健医療計画等を基に設定(以下同様) (※3)基準人口を平成27年モデル人口として算出 (※4)5年に1回調査実施のため、R5実績値未集計

2 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・関係機関や多職種が連携して在宅医療を提供し、県民が希望する身近な地域で安心して暮らすことができる体制や仕組みの構築を目指す。

指標	計画 策定時	R5年度計画目標値 (目標年度)	R5年度実績値	R6年度計画目標値(案) 目標値 (目標年度)	目標値(案) (目標年度)
(R5指標)在宅療養支援病院数	42施設 (H29年10月)	50施設 (R5年10月)	59施設 (R5年10月)	第7次熊本県保健医療計画における目標(50施設(R5.10月))を達成したため、令和6年度基金計画においては、「訪問診療実施医療機関数」に指標を変更する	
(R6指標)訪問診療実施医療機関数	424施設 (H29年)	—	497施設 (R4年度)	515施設 (R6年)	562施設 (R11年度)
在宅療養支援歯科診療所数	226施設 (H29年10月)	250施設 (R5年10月)	207施設 (R5年10月)	250施設 (R6年度)	250施設 (R11年度)
県内における薬局に占める薬剤訪問指導を実施している 薬局の割合	29% (H29年3月)	40% (R5年3月)	45.3% (R4年度末)(※5)	49 % (R7年3月)	60 % (R11年度)
(R5指標)居宅介護サービス利用者に占める訪問看護利用 者の割合	9.7% (H29年4月)	12.2% (R5年4月)	13.8% (R5年4月)	第7次熊本県保健医療計画における目標(12.2%(R5.4月))を達成したため、令和6年度基金計画においては、「24時間体制をとっている訪問看護ステーション数」に指標を変更する	
(R6指標)24時間体制をとっている訪問看護ステーション 数	—	—	307施設 (R5年10月)	320施設 (R6年4月)	457施設 (R11年度)

(※5)R6年7月末頃実績値確定予定

3 医療従事者の確保に関する目標

(1) 医師

・総合的な医師確保対策や医師派遣調整など、地域の医療を県全体で支える仕組みを構築し、地域における医療提供体制の強化と医師数の地域格差解消を目指す。

指標	計画 策定時	R5年度計画目標値 (目標年度)	R5年度実績値	R6年度計画目標値(案) 目標値 (目標年度)	目標値(案) (目標年度)
(R5指標) 自治医科大学卒業医師及び医師修学資金貸与医師の地域の医療機関への配置人数	15人 (H29年4月)	56人 (R6年4月)	47人 (R5年度末)	第7次熊本県保健医療計画策定時の目標に加え、地域における医師確保の状況をより包括的に示す指標として、「自治医科大学卒業医師、医師修学資金貸与医師及びネットワーク推進医の地域の医療機関への配置人数」に指標を変更する。	
(R6指標) 自治医科大学卒業医師、医師修学資金貸与医師及びネットワーク推進医の地域の医療機関への配置人数	—	—	72人 (R5年度)	76人 (R6年度)	80人 (R11年度)
初期臨床研修医のマッチング率	79.1% (H29年10月)	69.9% (R5年10月)	69.9% (R5年10月)	全国平均値以上 (R6年度) ※R5全国平均値:82.3%	全国平均値以上 (R11年度) ※R5全国平均値:82.3%

(2) 看護職員

・看護職員の県内定着が促進され、人材不足が解消されるとともに、看護職員の資質が向上することで、安心安全で質の高い看護サービスが提供できる。

指標	計画 策定時	R5年度計画目標値 (目標年度)	R5年度実績値	R6年度計画目標値(案) 目標値 (目標年度)	目標値(案) (目標年度)
県内出身看護学生の県内就業率	71.4% (H28年度卒)	80.0% (R5年度卒)	75.8% (R4年度卒)(※6)	76.5% (R6年度卒)	80.0% (R11年度卒)
病院新卒常勤看護職員の離職率	6.9% (H27年度)	6.3% (R5年度末)	12.19% (R4年度末)(※6)	6.3% (R6年度末)	全国平均を下回る数値 を維持 (令和6年度) ※R4年度全国値:10.2%
ナースセンターの支援による再就業者数	384人 (H28年度)	624人 (R5年度末)	427人 (R5年度)	620人 (R6年度末)	620人 (R11年度)

(※6) R6年12月頃実績値確定予定

2 令和5年度(2023年度)熊本県計画(医療分)目標達成状況及び令和6年度(2024年度)目標値(案)について③<全県>

(3) 歯科医師・歯科衛生士

・医師と歯科が機能的に連携することで、県民のニーズに応じて歯科医療提供体制の整備を目指す。

指標	計画 策定時	R5年度計画目標値 (目標年度)	R5年度実績値	R6年度計画目標値(案) 目標値 (目標年度)	目標値(案) (目標年度)
(R5指標)がん診療医科歯科連携紹介患者数	1,140人 (H29年3月)	2,000人 (R5年3月)	4,441人 (R5年度末)	第7次熊本県保健医療計画における目標(2,000人(R5.3月))を達成したため、令和6年度基金計画においては、「がん医科歯科連携登録歯科医数」に指標を変更する	
(R6指標)がん医科歯科連携登録歯科医数	—	—	連携1(周術期) 550人 連携2(化学療法) 516人 連携3(緩和ケア) 351人 (R5年10月)	連携1(周術期) 565人 連携2(化学療法) 532人 連携3(緩和ケア) 376人 (R6年度末)	連携1(周術期) 665人 連携2(化学療法) 598人 連携3(緩和ケア) 532人 (R11年度)

(4) 薬剤師

・研修等による就業促進により必要な薬剤師を確保するとともに、かかりつけ薬剤師の役割を発揮できるよう薬剤師や在宅訪問を行う薬剤師を育成し、地域包括ケアシステムの充実につなげる。

指標	計画 策定時	R5年度計画目標値 (目標年度)	R5年度実績値	R6年度計画目標値(案) 目標値 (目標年度)	目標値(案) (目標年度)
県内における薬局に占める薬剤訪問指導を実施している薬局の割合【再掲】	29% (H29年3月)	40% (R5年3月)	45.3% (R4年度末)(※7)	49% (R7年3月)	60% (R11年度)

(※7)R6年7月末頃実績値確定予定

3 令和6年度(2024年度)基金事業(医療分)に係る国への要望状況について

1 国への要望額等

(単位:千円、括弧内は事業数)

事業区分		令和6年度(2024年度)基金事業 国への要望額		総額に占める 各区分の割合
医療	区分①ー1	622,154	(4)	38.5%
	区分①ー2	0 (※)	(0)	0.0%
	区分②	143,441	(11)	8.9%
	区分④	777,437	(36)	48.1%
	区分⑥	73,150	(1)	4.5%
	計	1,616,182	(52)	100.0%

事業区分

- ①ー1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- ①ー2 地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に関する事業
- ② 居宅等における医療の提供に関する事業
- ③ 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等) 【介護分】
- ④ 医療従事者の確保に関する事業
- ⑤ 介護従事者の確保に関する事業 【介護分】
- ⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

(※)区分①ー2については、交付先確定後、所要額を追加要望する予定。

2 国の配分方針

配分方針(※)のポイント

- 基金事業費(医療分)は前年度と同額の1,029億円を計上。
- 事業区分①ー1、①ー2、⑥については、都道府県の計画額等を踏まえ、予算の範囲内に調整の上、配分を行う。
- 事業区分②について、「骨太の方針2019」において、地域医療構想の実現に向け、基金の配分における大幅なメリハリ付けの仕組みを構築することとされていることから、重点支援区域が属する都道府県においては配分額を加算し、予算の範囲内でメリハリある配分を行う。
- 事業区分④について、「医師確保計画ガイドライン」において、基金について、医師少数都道府県や医師少数区域における医師の確保に重点的に用いるべきとしていることを踏まえ、必要に応じて配分額を加算し、予算の範囲内でメリハリある配分を行う。

※令和6年度地域医療介護総合確保基金(医療分)の配分方針等及び調査票等の作成について
(令和6年3月4日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡)

今後、国からの内示額を踏まえ、令和6年度(2024年度)県計画を策定

4 令和7年度(2025年度)地域医療介護総合確保基金(医療分)新規事業提案募集について①

1 趣旨

令和7年度(2025年度)基金事業(医療分)の計上に向け、熊本県地域医療構想の達成を推進するために必要な事業の提案を広く募集するもの(平成26年度以降、毎年実施)

2 募集期間

令和6年(2024年)4月26日～令和6年(2024年)7月26日

・事前協議期間: 令和6年(2024年)5月13日～令和6年(2024年)6月28日

・提案受付期間: 令和6年(2024年)7月16日～令和6年(2024年)7月26日

3 対象事業(事業区分)

①ー1: 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

①ー2: 地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に関する事業

②: 居宅等における医療の提供に関する事業

④: 医療従事者の確保に関する事業

⑥: 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

※事業区分③、⑤は介護分

4 募集方法

市町村、各関係団体等へ募集文書を送付する他、県ホームページへも掲載

5 事業化に当たっての考え方

(1) 地域医療構想の達成を推進するための課題が明示され、当該課題と提案事業内容との間に整合性がある事業について事業化を検討

(2) 事業区分及び標準事業例に該当し、標準単価に基づき事業費を計上された事業について事業化を検討

(3) 事業の達成状況や有効性を確認し、次年度以降の事業見直しに繋げる観点から、事業の実施目標及び成果目標が数値化された事業について事業化を検討

(4) 既存事業と類似しておらず、また、既存事業では実現できない事業について事業化を検討

(5) 診療報酬、介護報酬及び他の補助金等で措置されている事業は提案の対象外

6 提案スキーム及びスケジュール

次ページ以降参照

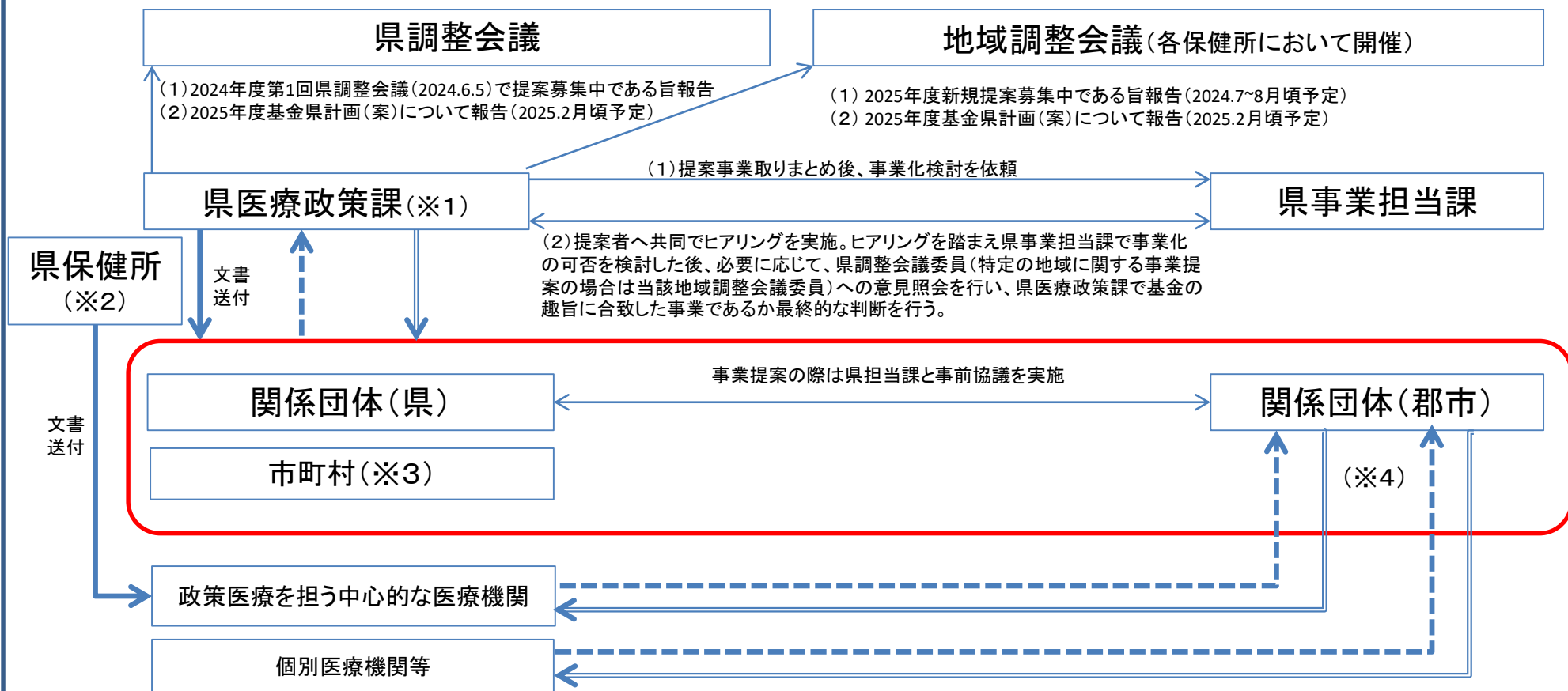
4 令和7年度(2025年度)地域医療介護総合確保基金(医療分)新規事業提案募集について②

○事業提案募集スキーム

① → : 募集

② - - → : 地域の課題解決に資する事業を提案

③ → 令和7年度(2025年度)予算成立後に事業採択・非採択通知



※1 提案とりまとめ後、県医療政策課は事業担当課等と共同でヒアリング等を実施し、予算要求の是非を決定する。

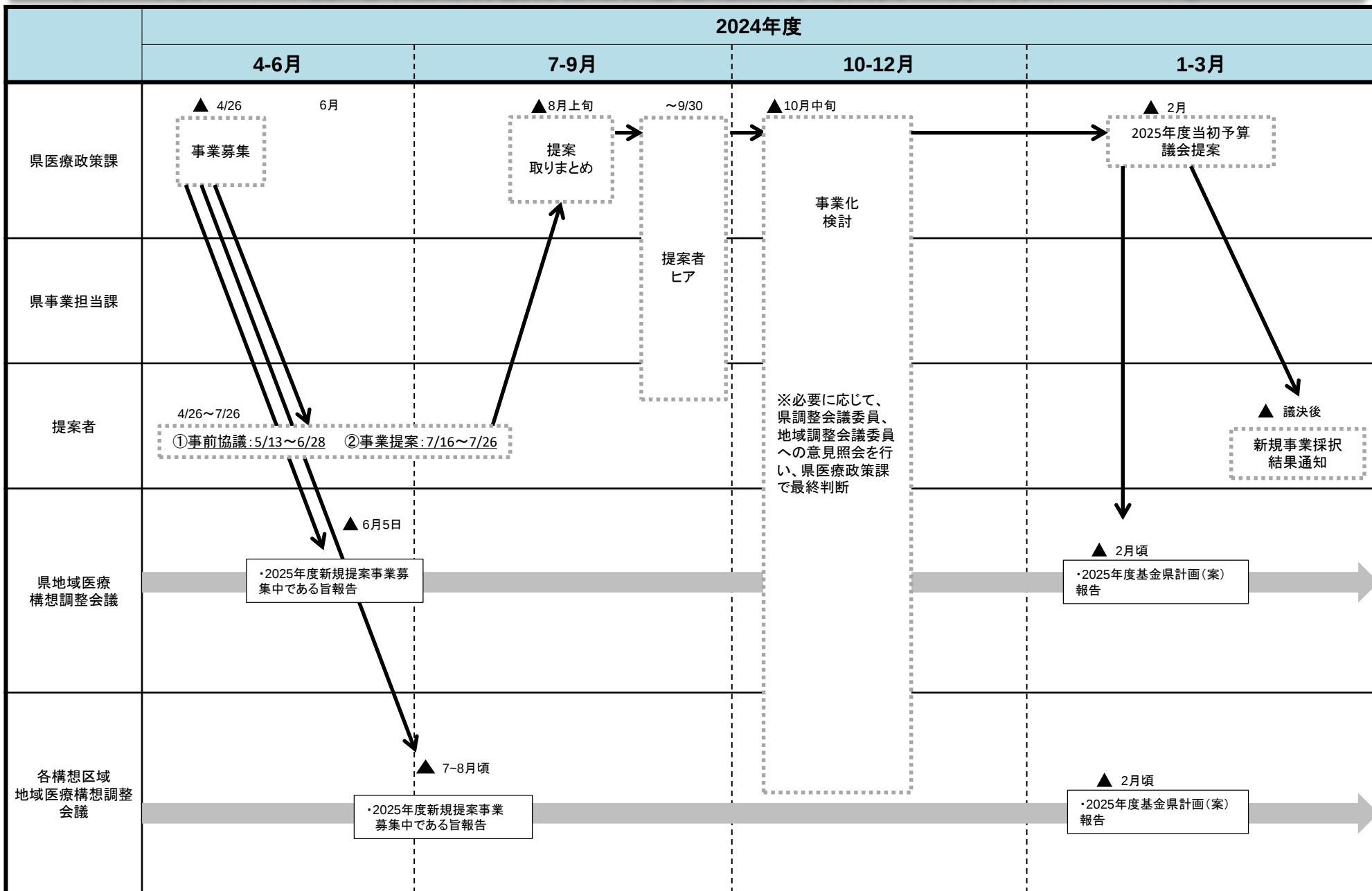
※2 調整会議で決定された「政策医療を担う中心的な医療機関」へは県保健所(熊本市内の医療機関へは県医療政策課)から提案募集に係る文書を送付する。

※3 市町村は事業提案の際、実施主体(市町村又は県)を記入する。また基金を活用した事業を市町村において実施する場合は、県への事業提案及び県の予算措置終了後、市町村計画(案)を作成し、県へ提出するものとする。

※4 個別医療機関等(「政策医療を担う中心的な医療機関」を除く)へは関係団体(県又は郡市)を通じて周知していただくよう依頼する。

また、「政策医療を担う中心的な医療機関」及び個別医療機関等が提案する場合は、原則として、所属する郡市レベルの関係団体(郡市レベルの関係団体を有しない場合は、県レベルの関係団体)を経由することとする。所属する関係団体においては、当該提案が地域の課題解決に資する内容になっているか等について確認し、提案する。

4 令和7年度(2025年度)地域医療介護総合確保基金(医療分)新規事業提案募集について③



※地域医療構想調整会議における報告は、書面による報告に代えさせていただく場合があります